

駐車監視員活動ガイドライン

【野方 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはできません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となります。当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備考
1	主要地方道318号	環七通り	丸山1-28先	野方1-39先大和陸橋	7-22
2	都道420号	中野通り	江古田1-6先	中野5-64先中野区役所交差点	7-22
3	主要地方道25号	早稲田通り	新井1-3先	大和3-44先	7-22
4	都道440号	新青梅街道	松が丘1-34先区立哲学堂公園先	上鷺宮5-10先	7-22
5	区道	大日橋通り	上高田2-1先付近	上高田2-16先	7-22
6	区道	五中つじ通り	上高田3-41先	上高田4-30先	7-22
7	区道	上高田本通り	上高田3-33先	上高田3-1先	7-22
8	区道	薬師柳通り	新井1-2先	新井5-2先	7-22
9	区道	哲学堂通り	新井5-1先	松ヶ丘1-22先	7-22
10	区道	新井天神通り	新井3-1先	新井3-10先	7-22
11	区道	平和公園通り	新井2-30先	江古田4-19	7-22
12	区道	F字道路	中野4-11先	中野4-22先	7-22
13	区道	四季の森公園外周道路	中野4-9先	中野4-21先	7-22
14	区道	けやき通り	中野4-7先	中野4-1先	7-22
15	区道	桜が池通り	上高田4-16先	上高田5-9先	7-22

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間	重点時間帯	備 考
1	主要地方道8号	目白通り	江原町3-1先南長崎六丁目交差点付近	江原町2-31先付近	7-20
2	都道427号	中杉通り	上鷺宮1-7先	白鷺2-1先	7-20
3	都道439号	千川通り	上鷺宮3-15先	上鷺宮5-30先	7-20
4	区道	特別区道第34-50号	江古田1-7先	江古田1-23先	7-20
5	区道	主幹道路8号	江原町1-23先	江古田3-15先	7-20
6	区道	江古田通り	江古田2-10先	江原町2-30先	7-20
7	区道	主幹道路11号	新井2-47先	野方3-29先	7-20
8	区道	特別区道第42-10号	大和町2-7先	野方5-24先	7-20
9	区道	33-130	松ヶ丘2-34先	松ヶ丘2-26先	7-20
10	区道	34-1520	江古田3-11先	江古田3-14先	7-20
11	区道	34-1540	江古田3-15先	江原町2-6先	7-20

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(中野通り・早稲田通り・大日橋通り・五中つづじ通り・上高田本通り・平和公園通り・桜が池通り)周辺	7-22	
2	西武線新井薬師駅・沼袋駅周辺	7-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(環七通り・新青梅街道)周辺	7-22	
2	重点路線(目白通り・中杉通り)周辺	7-20	
3	西武線野方駅・都立家政駅・鷺ノ宮駅周辺	7-20	
4	江原小学校周辺	7-20	
5	緑野小学校及び緑野中学校周辺	7-20	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR中野駅周辺	7-22	自転車等放置防止条例地区 中野駅北口～新井五差路交差点迄の間